

幕別町障がい者福祉計画
第5期幕別町障がい福祉計画
第1期幕別町障がい児福祉計画
(案)

平成30年1月

幕 別 町

目 次

【基本事項】

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の性格	4
5 計画策定体制及び策定後の進行管理	5
6 計画の基本理念	6

第2章 障がいのある人をとりまく現状

1 人口等の状況	7
2 障がいのある人の状況	8

【障がい者福祉計画】

第3章 施策の取組

1 計画の施策目標	14
2 施策の体系	14
3 障がいへの理解と交流の充実	15
4 ライフステージにあつた支援体制の充実	18
5 生活支援の充実	23
6 相談支援体制・情報提供の充実	26
7 安全・安心な生活の確保	30
8 保健・医療の充実	33

【障がい福祉計画】 【障がい児福祉計画】

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

1 計画の基本的な考え方	35
2 成果目標	36
3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量	44

○ 本計画における「障がい」の表記について

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなったため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

しかし、障害の「害」という漢字の表記は、「害惡」、「公害」など負のイメージがあることから、全国の都道府県や市町村で「害」を「かい」と表記する動きが広まっています。

本計画では、「障害者」という人を表す言葉は「障がいのある人」と表記し、「障害」は「障がい」と表記しています。ただし、法律名や法律等で使用されている用語、関係団体（施設）名などは「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの一元化が図られ、障がいの種別に関わらず、共通のサービスを利用できるようになりました。その後、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もお互いに尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる「共生社会」の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめ障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。また、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が制定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や、障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年8月に「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図されました。

町では、国の障害者基本計画に基づいて「幕別町障がい者福祉計画」を策定するとともに、障害者総合支援法に基づく「幕別町障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が適切に提供されるよう、計画的に推進してきました。そして「第4期幕別町障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「第5期幕別町障がい福祉計画」を策定します。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、「第5期幕別町障がい福祉計画」と一括りに「第1期幕別町障がい児福祉計画」を新たに策定します。

【主な障がい者関係施策の動向】

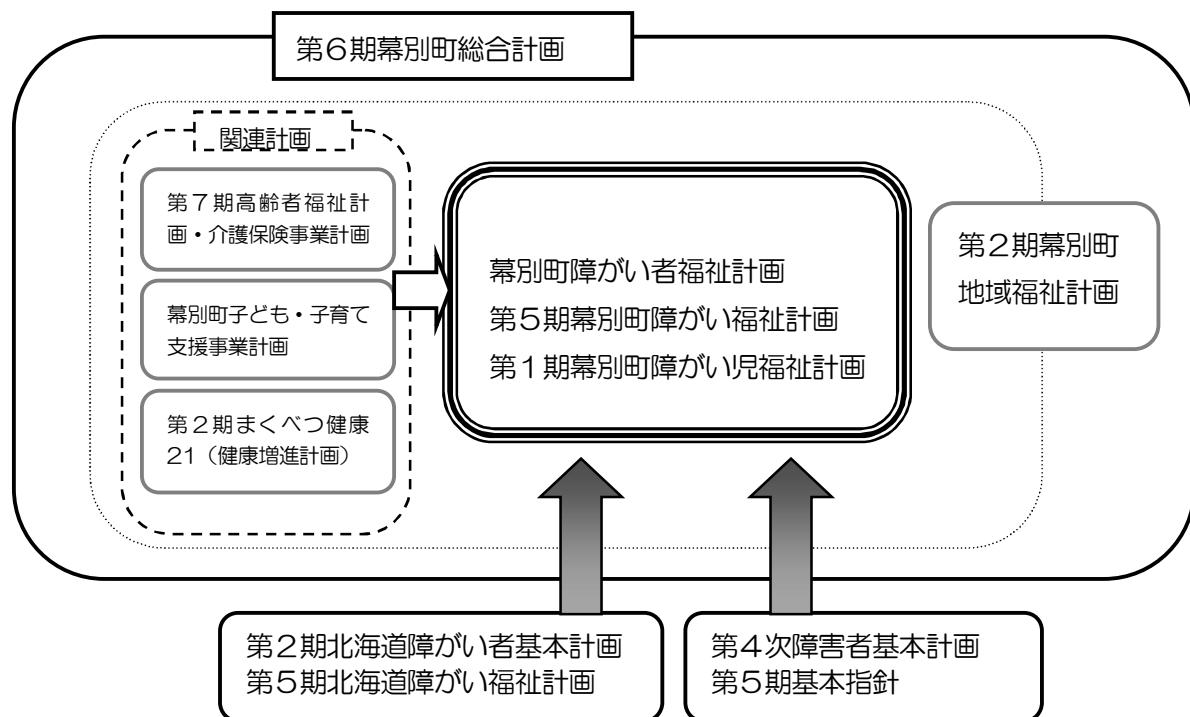
- 平成18年4月 「障害者自立支援法」施行～3障がいの一元化など
- 平成23年8月 「障害者基本法」改正～障がい者の定義の見直しなど
- 平成24年10月 「障害者虐待防止法」施行～虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
- 平成25年4月 「障害者総合支援法」施行～障がい者の定義に難病を追加やグループホームの一元化など
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行
～障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
- 平成25年6月 「障害者差別解消法」成立《平成28年4月施行》
～障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
- 平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」の批准
- 平成28年6月 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正～生活支援、就労支援の充実など
- 平成28年8月 「発達障害者支援法」改正～発達障がい者への支援は社会的障壁を除去するために行うという基本理念の追加など

2 計画の位置づけ

「幕別町障がい者福祉計画・第5期幕別町障がい福祉計画・第1期幕別町障がい児福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい福祉施策の取組を基本理念としている「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」さらに、児童福祉法第33条の20に基づく、国の基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

本計画は、まちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「幕別町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定にあたって国の障害者基本計画や基本指針、北海道の「第5期北海道障がい福祉計画」とも整合性を図りながら、幕別町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。



【市町村障害者計画】～障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害福祉計画】～障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実

施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第6項）

【障害児福祉計画】～児童福祉法第33条の20

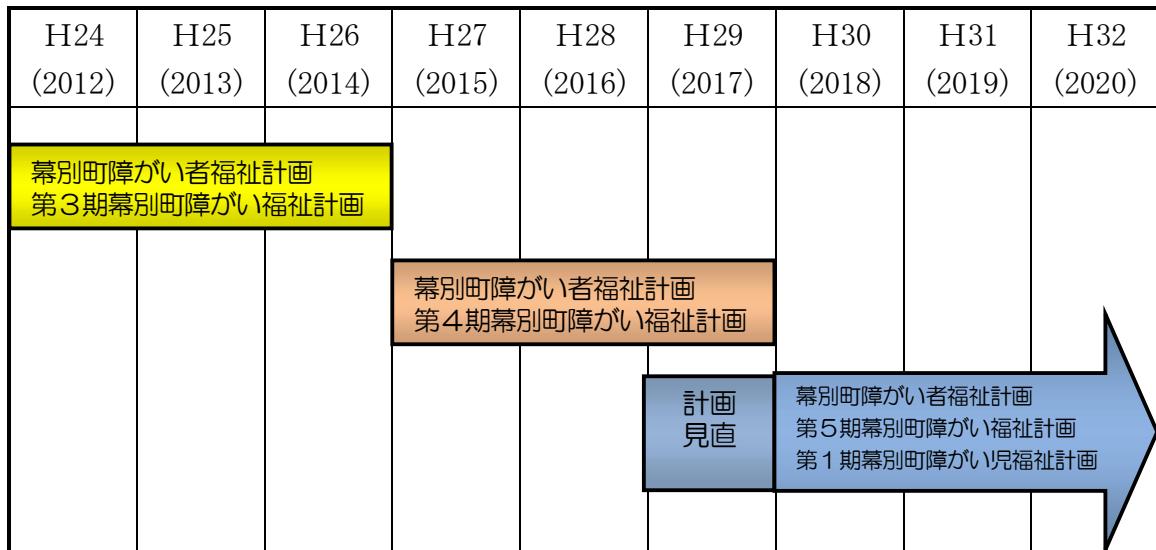
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一緒にものとして作成することができる。（第6項）

市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第7項）

3 計画の期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の計画期間と同様に、平成30（2018）年度を始期とし、平成32（2020）年度までの3ヵ年計画とします。



4 計画の性格

○ 障がい者福祉計画

全ての障がいのある人に対する障がい者福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

○ 障がい福祉計画

国の定める基本指針に即して、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

○ 障がい児福祉計画

平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、年次ごとに指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定める計画です。

○ 障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的策定

3つの計画は、障がいのある人が自立して生活できるよう地域全体が支えるまちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

5 計画策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「幕別町障害者福祉計画策定委員会」から答申を受け、策定したものです。

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的に、障がいのある人や支援を必要としている人（65歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者、障害福祉サービス・地域生活支援事業を利用したことがある人、幕別町発達支援センターに通所している人、町内小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒）全員を対象にしたアンケートを行いました。

また、町民が日常、どのように障がいのある方と関わりを持ち、町として取り組むべき課題をどのように考えているのかを把握するために、20歳以上の町民から300人を無作為抽出したアンケートも行いました。

さらに、障がいのある人やその家族を含めた地域住民、福祉関係者の声を聴き取るため、「自立支援協議会」やパブリックコメント（意見公募）を活用し、その意見を踏まえております。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針に基づき、P D C Aサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」）を取り入れ、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」で本計画の進捗状況等を定期的に把握し、分析・評価の上、課題等がある場合、計画を変更などの対応を講じるとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

【障害者総合支援法第88条第7項】

市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【障害者総合支援法第88条の2】

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

【幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第1条】

幕別町の障害者が可能な限り地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりの指針となる幕別町障害者福祉計画の策定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町障害者福祉計画策定委員会を置く。

6 計画の基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、幕別町地域福祉計画の基本理念を「地域とともに支えあう安らぎと温もりのあるまちづくり」と定めており、全ての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標としております。

このことを踏まえて、当計画では、障がいのある人が自立して暮らし、また地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、ともに支えあうまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とします。

『自 立』

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくり

『社会参加』

障がいのある人が、地域の一員として社会参加をしていき、生きがいをもって地域社会に貢献できるまちづくり

『共 生』

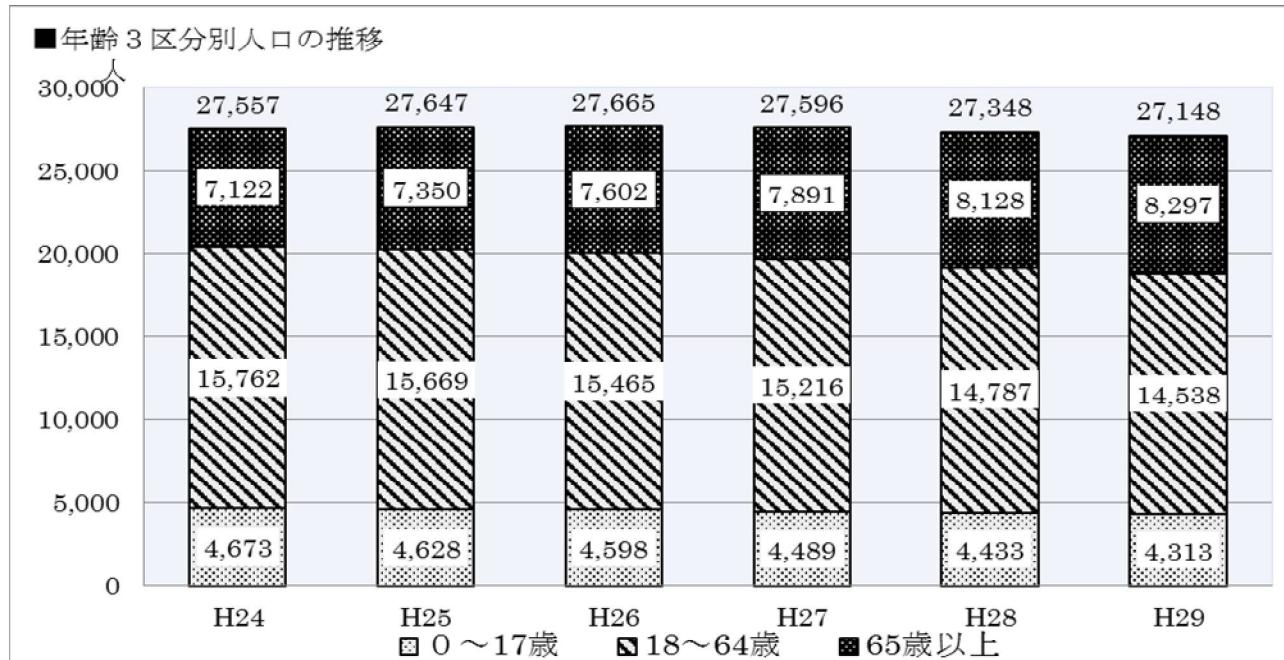
地域の住民が互いに協力し支えあい、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり

第2章 障がいのある人をとりまく現状

1 人口等の状況

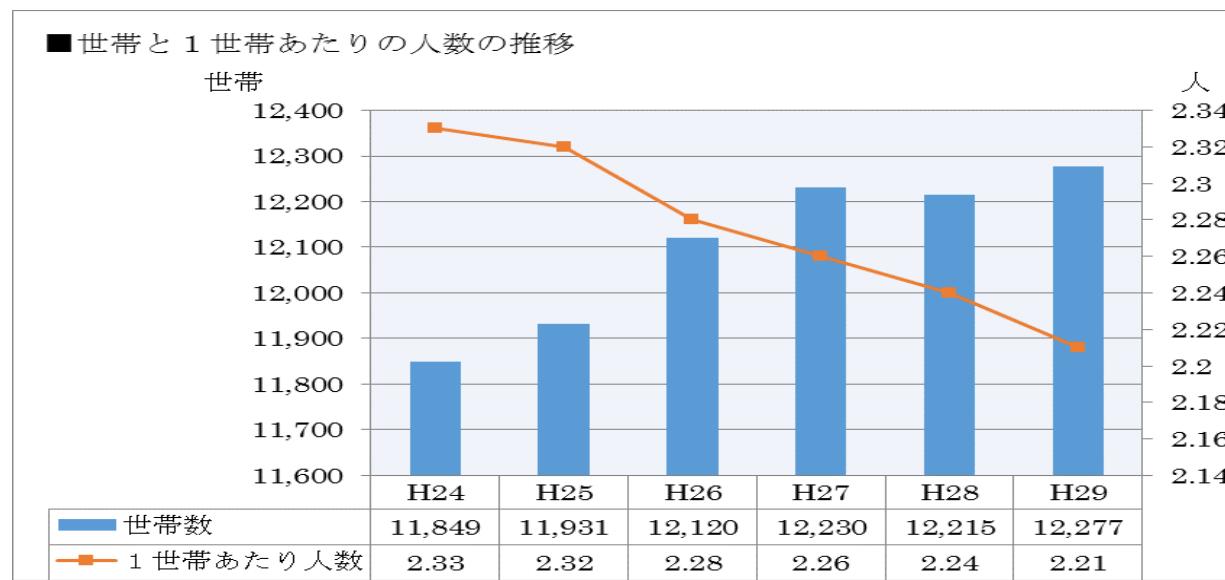
(1) 総人口の推移

平成29年3月31日現在での総人口は27,148人であり、近年の人口推移はやや減少傾向にあります。年齢階層別の状況では、65歳以上の人口が増加している一方、0～17歳、18～64歳の人口がともに減少しています。



(2) 世帯の推移

世帯数が年々増加しているため、1世帯あたり人数は減少が続いていることから少子化、核家族化が進行していることがうかがえます。



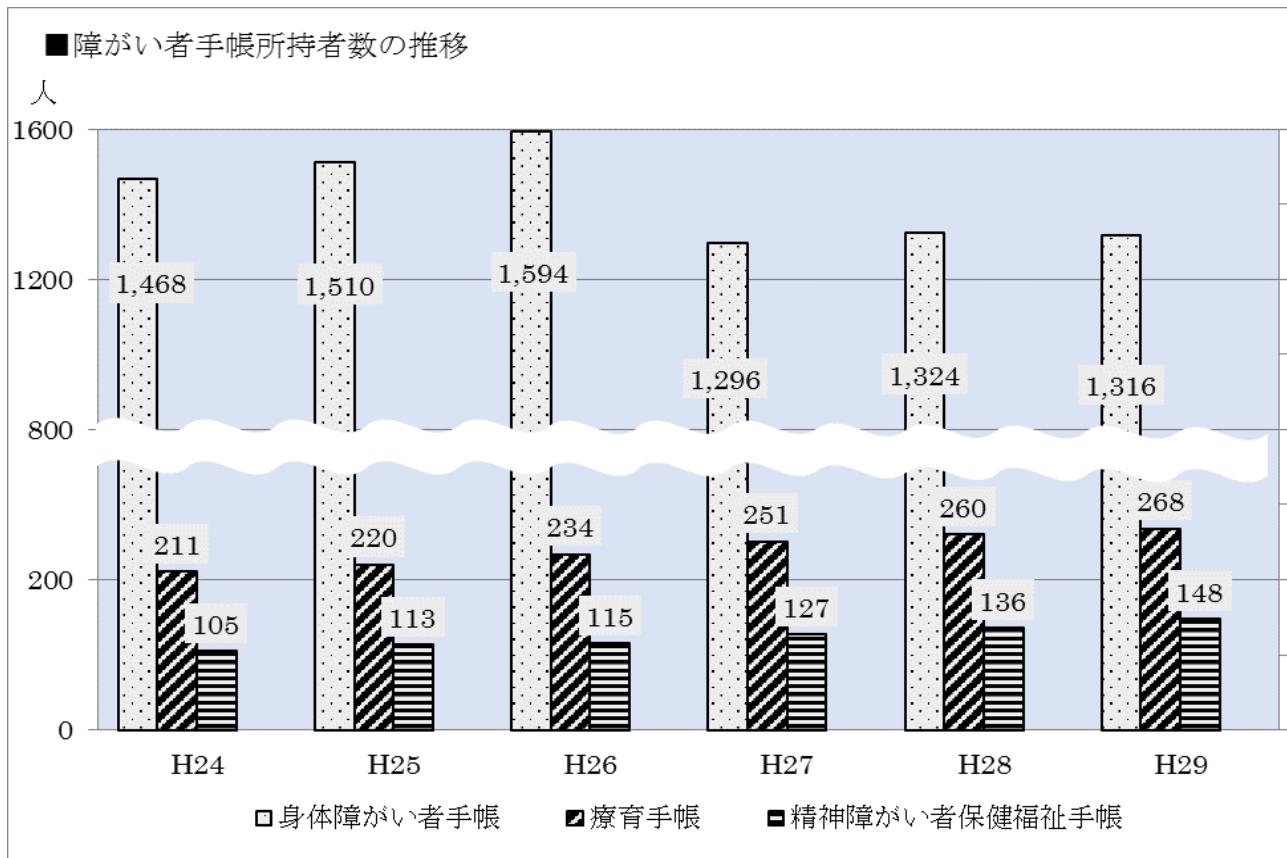
各資料：各年3月31日現在の住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳保持者数の状況

平成29年3月末の身体障がい者手帳保持者は1,316人、療育手帳保持者（知的障がい）は268人、精神障がい者保健福祉手帳保持者（精神障がい）は148人となっており、総人口（27,148人）に対する障がい者手帳保持者の割合は6.4%になります。

療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の保持者数は年々増加しており、特に精神障がい者保健福祉手帳保持者数は、平成24年の105人から平成29年の148人と1.4倍に増えています。



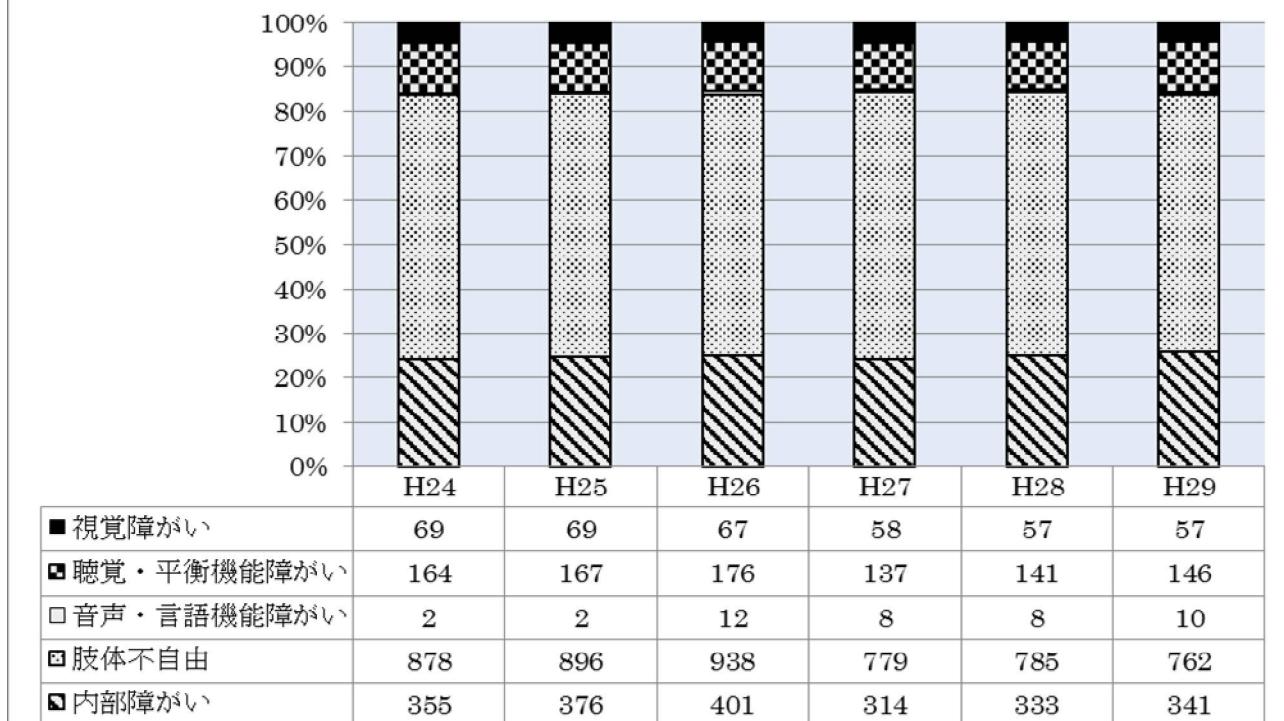
資料：各年3月31日現在の手帳保持者数～（H24～26）十勝総合振興局 （H27～29）福祉課

※ 身体障がい者手帳については、従前の集計では手帳の返還手続きがなく、死亡や転出等をしている人も含まれていたが、平成27年の集計において、所持者の身元を確認した上で集計となつたため、対象者が減少した。

(2) 身体障がいの状況

障がいの種別人数の推移を見ると、肢体不自由以外は横ばいあるいは増加しています。構成比では、肢体不自由と内部障がいの2種が大きな割合を占めています。

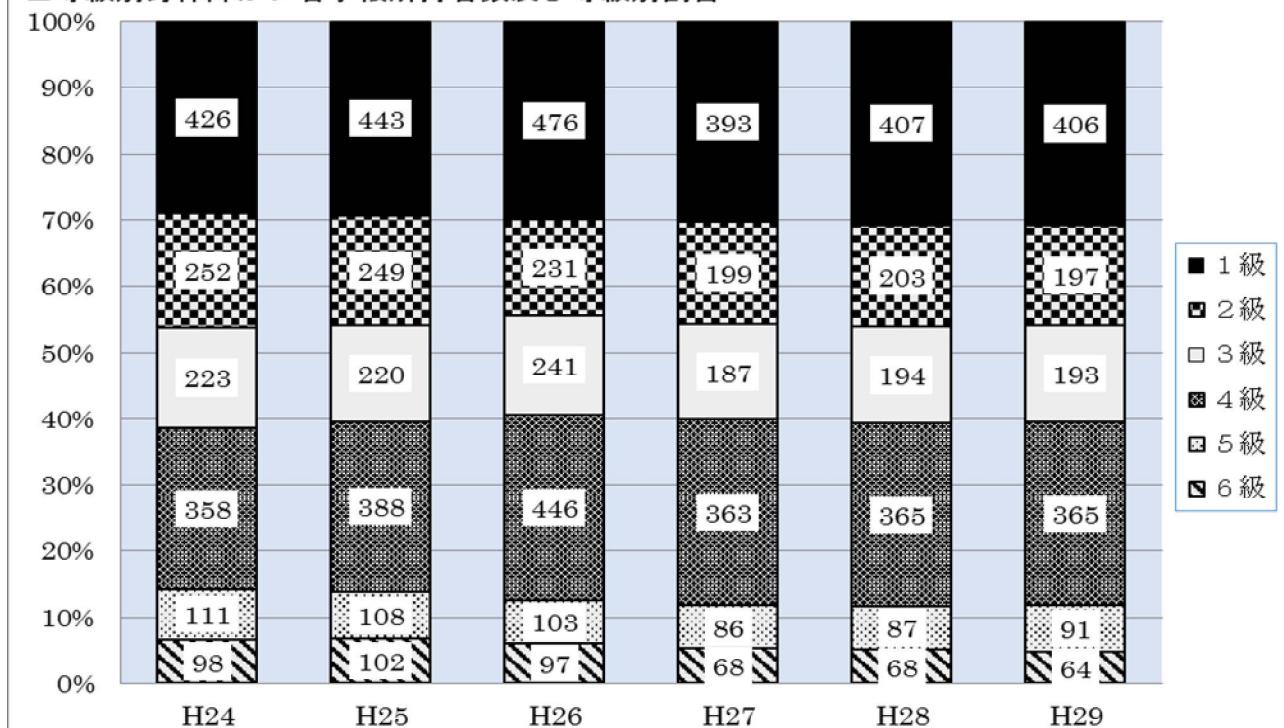
■障がい種別数及び構成割合の推移



障がい等級別の人数の割合を見ると、どの等級もほぼ横ばい傾向です。

構成比では、1級と4級の割合が多いことがわかります。

■等級別身体障がい者手帳所持者数及び等級別割合

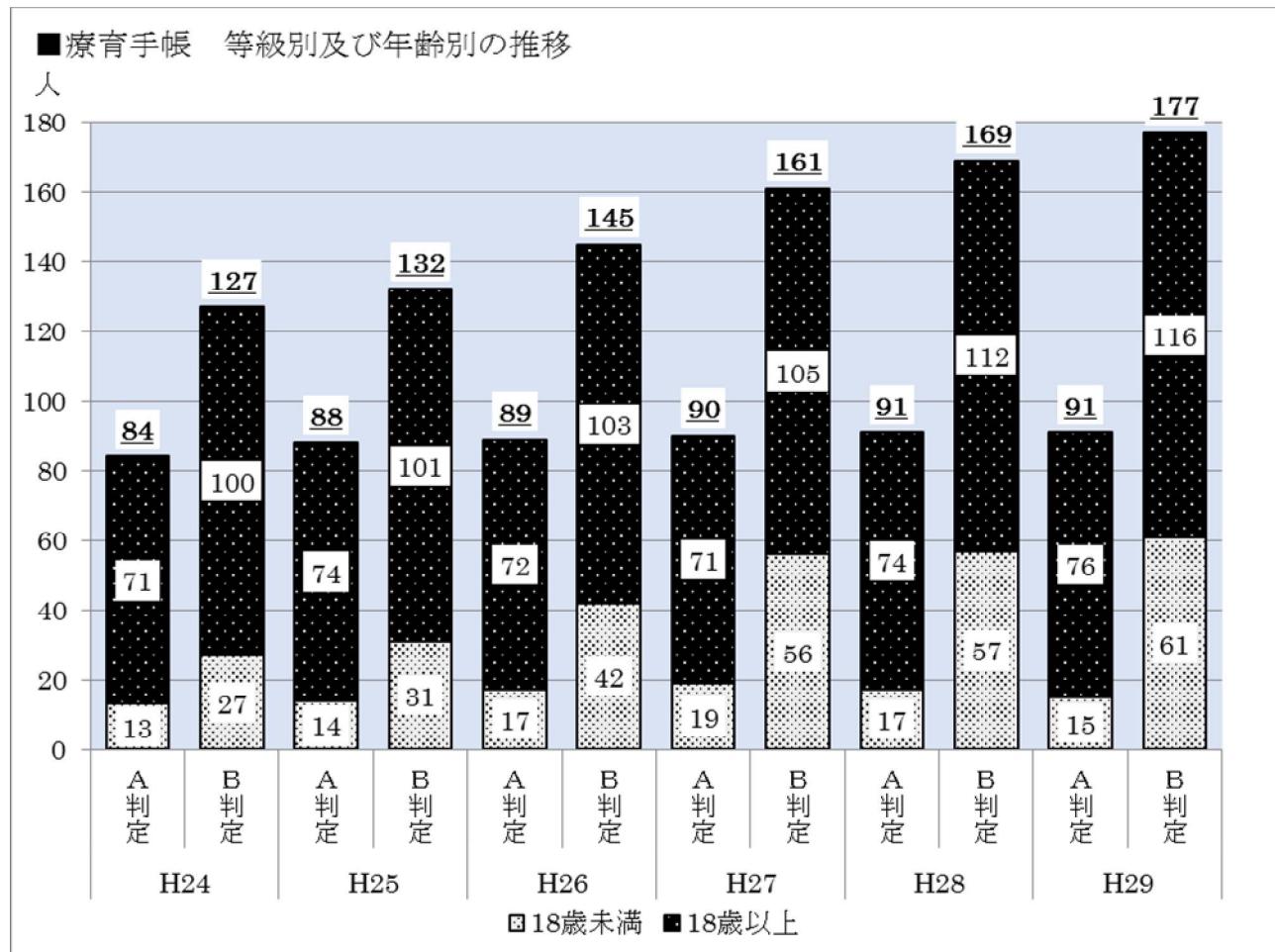


各資料：各年3月31日現在～（H24～26）十勝総合振興局（H27～29）福祉課

(3) 知的障がいの状況

療育手帳保持者の人数の推移を見ると、A判定は横ばい傾向ですが、B判定は年々増加しており、平成24年の127人から平成29年の177人と50人増加しています。構成比では、B判定が全体の約66%を占めています。

平成24年から平成29年まで、18歳未満の占める割合が年々増加しています。



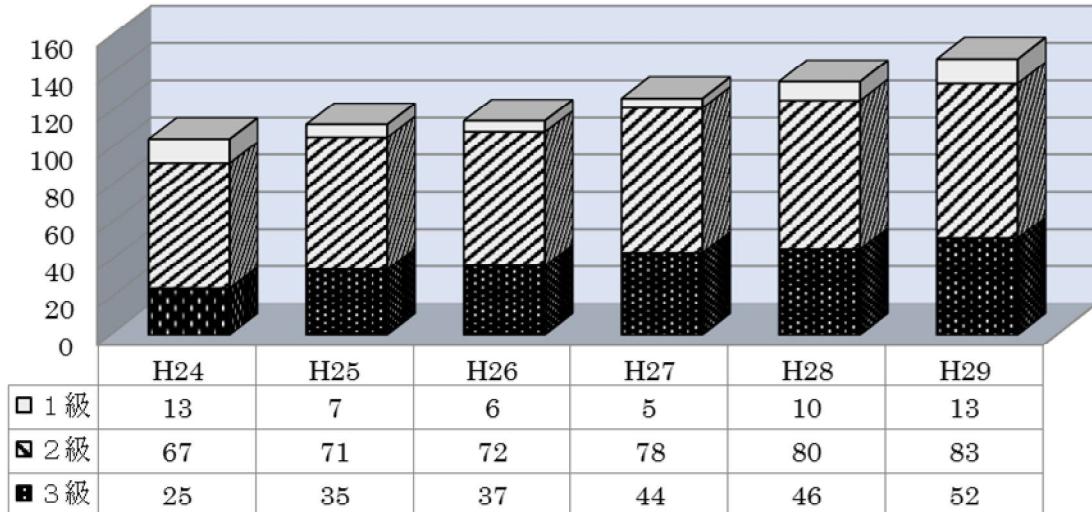
資料：各年3月31日現在～（H24～26）十勝総合振興局 （H27～29）福祉課

(5) 精神障がいの状況

精神障がいの人数の推移を見ると年々増加しており、医療機関での受療者数も年々増加しています。構成比では、通院が一番多くなっていますが、過去に受診歴のある人の人数が大きく増加しています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者等級別の推移

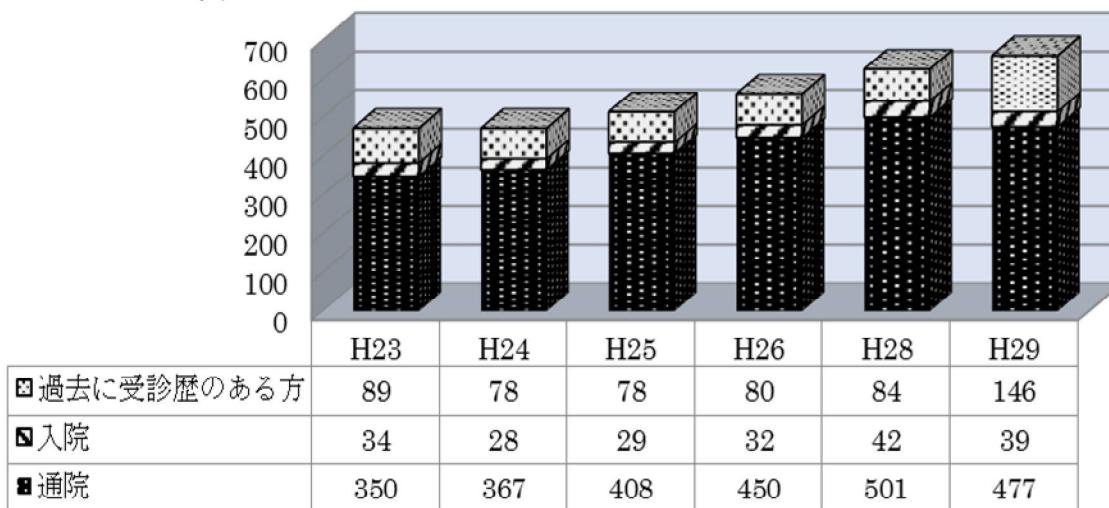
人



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

■精神通院・入院医療受給者数の推移

人



資料：(H23～26) 12月31日現在

(H28、29) 3月31日現在～十勝総合振興局

※ 平成23～26年は各年12月31日現在の状況を集計していましたが、平成28年から年度調査となり3月31日現在の集計となつたため、平成27年のグラフはありません。

(6) 特別支援学級児童・生徒数の状況

小学校・中学校ともに全児童・生徒数は減少傾向ですが、特別支援学級在籍の児童・生徒数が増加しており、それにともない特別支援学級数も増加しています。

通級学級の児童数は、平成27年に大きく増えましたが、その後減少しています。

■特別支援学級の状況（小学校）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
設置校数（校）	6	6	6	8	7	7
学級数（級）	29	31	34	36	41	39
児童数（人）	76	84	92	110	126	125
全児童数（人）	1,587	1,544	1,527	1,460	1,429	1,436

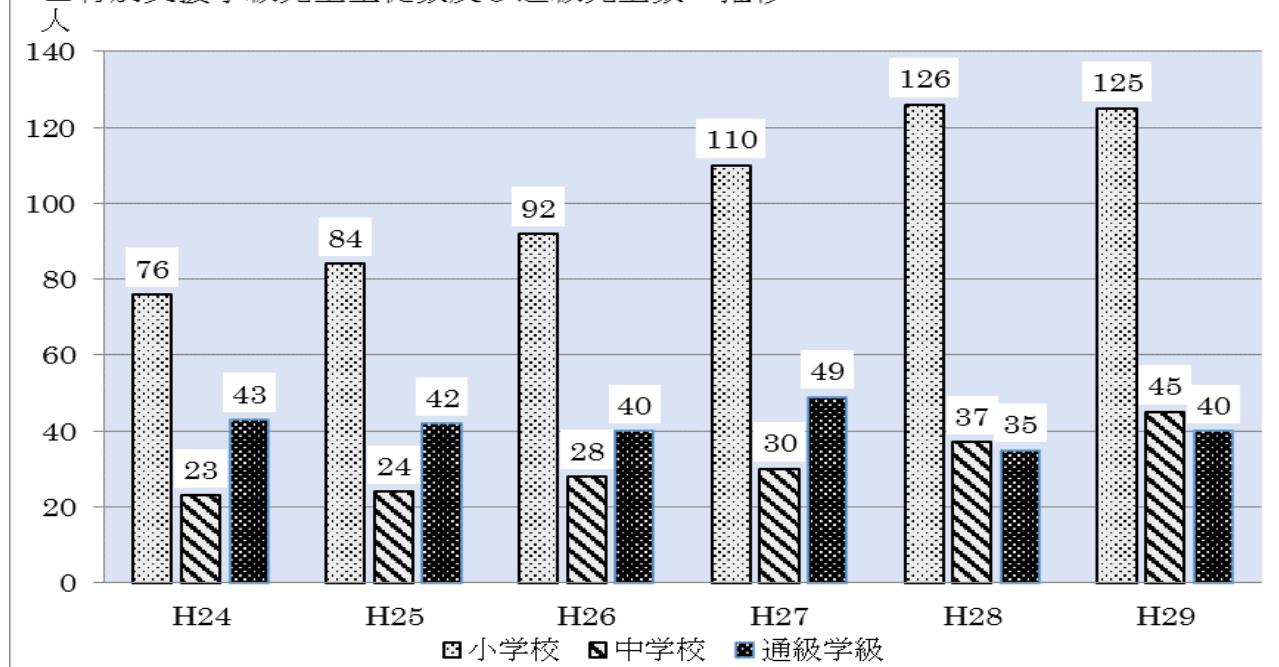
■特別支援学級の状況（中学校）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
設置校数（校）	4	4	3	4	4	5
学級数（級）	12	14	15	17	18	22
生徒数（人）	23	24	28	30	37	45
全生徒数（人）	903	908	854	858	842	794

■通級学級の状況（小学校）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童数（人）	43	42	40	49	35	40

■特別支援学級児童生徒数及び通級児童数の推移

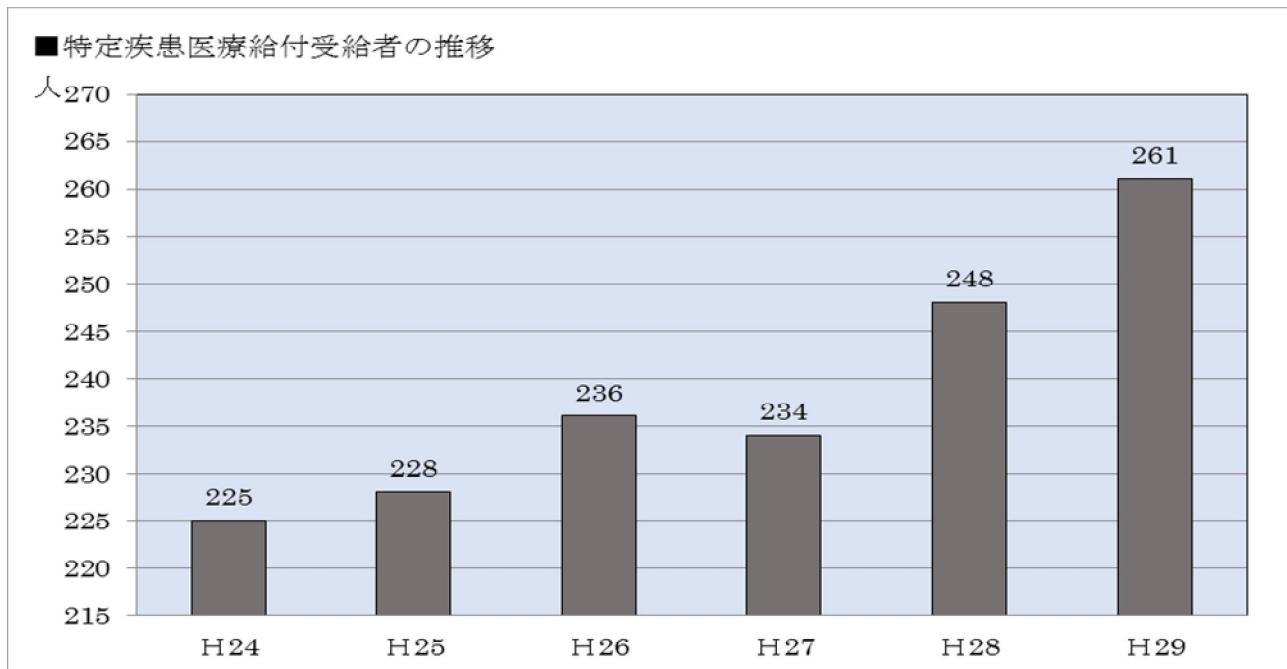


各資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(7) 難病患者数の状況

原因不明で治療法が未確立である疾患を難病といいます。医療費が高額となる56疾患（国）と9疾患（北海道）を特定疾患として医療費の助成が始まり、平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行から、110疾患を対象とした新たな難病医療費助成制度が始まりました。以降、同年7月1日に196疾患が追加、さらに、平成29年4月1日から24疾患が追加され、330疾患（十道単独事業で5疾患）が助成の対象となっています。

町内で難病医療費の助成を受けている方は、平成29年3月31日現在261人です。



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

=障がい者の定義=

障害者基本法においては、「障害者」とは、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい、その他心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものとしています。

障害者総合支援法は、サービスなどの対象者は次のとおりとなっており、この計画でも次の対象者を含めた計画としています。

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。発達障害を含む。）
- ・ 児童福祉法に規定する障害児
- ・ 難病患者等

第3章 施策の取組

1 計画の施策目標

本計画の基本理念である『自立・社会参加・共生』を実現するため、次の6項目を施策目標とします。

- ① 障がいへの理解と交流の充実
- ② ライフステージにあった支援体制の充実
- ③ 生活支援の充実
- ④ 相談支援体制、情報提供の充実
- ⑤ 安全、安心な生活の確保
- ⑥ 保健、医療の充実

2 施策の体系

【施策目標】

障がいへの理解と交流の充実



【施策の方向】

- ・障がいへの理解、差別解消の促進
- ・地域福祉ネットワークの推進
- ・生涯学習、スポーツ文化振興の推進

ライフステージにあった支援体制の充実



- ・雇用、就業の推進
- ・発達支援システムの確立

生活支援の充実



- ・障害福祉サービスの充実
- ・経済的自立への支援

相談支援体制、情報提供の充実



- ・相談支援体制の強化
- ・権利擁護の推進、虐待の防止
- ・情報提供の充実

安全、安心な生活の確保



- ・住宅、生活環境の整備
- ・外出しやすい環境の整備
- ・防災、安全対策の充実

保健、医療の充実



- ・保健、医療サービスの充実
- ・疾病の予防と早期発見

3 障がいへの理解と交流の充実

(1) 障がいへの理解、差別解消の推進

現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るために、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

町民アンケートの結果から、10年前と比べて社会における障がいを理由とする差別や偏見は改善されてきているという回答が多く一方で、障がいのある方を対象にしたアンケートでは、多くの人が嫌な思いを経験したことがあると回答していることから、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくりの実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消について町民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図る取組を進めていく必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
福祉イベントの開催支援	ふれあい広場、社会福祉大会などのイベント事業や、福祉施設を地域に開放して障がいのある人とない人が相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
交流機会の拡充	住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域住民誰もが集える「サロン」などの交流機会の場の拡充に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域における福祉啓発の推進	町や社会福祉協議会の広報による啓発活動を充実するとともに、パネル展などの開催を通じて、障がいへの理解と啓発に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
障がいへの理解教育の促進	障がいのある人に対する理解を深めるため、教育と福祉の連携により、幼少期から障がいのある人と身近に触れ合う機会を設け、互いに助け合い、支えあう意識を育てます。	福祉課 保健福祉課 学校教育課
障がい者マークの周知徹底	「国際シンボルマーク」をはじめとする、各種障がい者マークや、障がいのある方が配慮や援助を得やすくなるヘルプマーク・ヘルプカードなどについて広く住民に知ってもらうための周知の徹底を図り、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。	福祉課 保健福祉課
障がい者団体やサークル活動の支援	障がい者団体の活動を活性化させるため、活動内容の周知や障がいのある方同士が支えあうピアサポート活動の支援に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化により、住民間のつながりが希薄化するなど支え合いの力が弱くなっている中、地域の様々な問題に直面し、その対応に不安を抱えながら生活している障がいのある人も少なくありません。

住み慣れた地域で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し支えていくことが求められていることから、地域福祉を担う人材を発掘し、それらの人々に活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取組が必要となっています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
福祉向上における人材の育成	住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成やマンパワーの確保に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成にむけて、養成講座の開設を目指します。	福祉課
ボランティア活動の支援	地域の福祉活動に参加するための多様な参加機会や活動場所の確保、情報提供などの必要な支援を行います。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動の育成	手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座や研修会を開催し、人材の発掘や育成を図るほか、障がいのある方自らが参加する機会の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域福祉ネットワークの構築	障がいのある人のニーズに寄り添ったボランティア活動の発掘や情報が提供できるよう社会福祉協議会などとの連携を図りながら、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となった地域福祉ネットワークづくりを進めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(3) 生涯学習、スポーツ文化振興の推進

現状と課題

障がい者スポーツは、障がいのある人の体力の維持、増進、残存能力の向上や、社会に障がいのある人に対する理解を促し、障がいのある人の社会参加の一助となることを目的に行われてきています。

また、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」では、この法律の中で新たに障がい者スポーツの推進に関する内容が盛り込まれるなど、障がい者スポーツに関する施策を一層推進していく必要性が高まっています。

文化・芸術活動においても、障がいのある人の個性や趣味を広げることにより、地域における交流活動の場として展開される効果をもたらします。

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じたレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るために基盤整備を行うとともに、地域で気軽に楽しむことができるよう、参加する機会の拡充を図る必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
各種スポーツ大会の支援	障がい者スポーツ大会など各種大会の情報提供により選手の派遣を促し、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。	福祉課 生涯学習課
障がい者スポーツ・レクリエーション教室の開催	障がい者スポーツ指導者協議会等関係機関と連携して、障がい者スポーツやレクリエーション教室を開催し、障がいがある人の参加機会の拡大に努めます	福祉課 保健福祉課
指導員の養成と施設の改善・整備	障がいの特性に応じて、気軽にスポーツを楽しめることができるよう、指導員の養成や関連施設の整備改善に努めます。	福祉課 生涯学習課
芸術文化講座の開設支援や芸術作品発表などの環境づくり	関係団体と連携しながら、芸術文化講座の開設に向けた支援を行うとともに、障がいのある人自らが創作した芸術作品などを発表できる機会を作ります。	福祉課 保健福祉課 生涯学習課
授産製品の展示・販売等取組への支援	障がいのある人が作った作品の展示・販売等の取組を支援し、障がいのある人の活動意欲の向上や、障がいのある人に対する町民の理解を促進に努めます。	福祉課 保健福祉課

4 ライフステージにあった支援体制の充実

(1) 雇用、就業の推進

現状と課題

障がいのある人が地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現を目指し、国は、平成30（2018）年度に法定雇用率を引き上げ、その算定基礎に新たに精神障がい者を追加することを決定し、さらに、障がいのある人に対する差別の禁止や働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）を定めています。

アンケート結果では、働く場や仕事に関する情報がほしいという障がいのある人が多くいる一方で、障がいのある人の雇用に関心があるが、どの程度の障がいのある人が仕事を探しているのか情報がほしいという企業側の意見も多く、障がいのある人の雇用に関する情報発信を推進し、雇用促進に努めていく必要があることから、自立支援協議会就労支援部会を中心となって、企業に対する就労促進を目的とした「集う場」を設置します。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
自立支援協議会就労支援部会の開催	一般就労のために必要な支援体制を整えるため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会就労支援部会で、地域の問題の掘り起こしとその解消に向けた検討を行うとともに、企業に対する情報発信に努めます。	福祉課 商工観光課
就労系サービスの充実と質の確保	一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。また、事業所に対して、障害者差別解消法等の周知を図り、サービスの質の確保に努めます。	福祉課
一般就労に向けたマネジメントの確立	一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センター・ハローワークなどの専門機関と連携を図ります。	福祉課
一般就労後の継続的な支援の実施	一般就労に移行した障がいのある人に対する生活面の課題解決に向けて、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センターと連携を図ります。	福祉課
職場体験事業の実施	町で行っている職場体験事業を継続的に実施し、職場体験事業に参加する人のニーズや特性に合わせた体験受入先の開拓に努めます。	福祉課

チャレンジ雇用事業の実施	職場体験事業終了後も、障がいのある人への一般就労の意欲を維持させるために、町で「チャレンジ雇用」として、1年以内の期間を単位に臨時職員として雇用するとともに、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等を通じて、一般企業等への就職につなげます。	福祉課
福祉の店の支援	役場庁舎内などで障がいのある人が制作した製品を販売する場を確保するとともに、障がいのある人が販売等に参加できる体制を継続して推進します。	福祉課
障害者就労施設等の受注機会の拡充	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定・公表し、障害者就労施設等からの物品や委託業務の受注機会の拡充に努めます。	福祉課 総務課
農業と福祉の連携推進	障がいのある人の一般就労に向けた、就労支援事業所等による障がいのある人が農業に携わることができる環境づくり（農福連携事業）を推進します。	福祉課 農林課
障害者雇用の促進	特例子会社の誘致の検討、就労継続支援A型事業所の参入促進を図るなど、就労の場の拡大に努めます。また、町と養護学校で連携を図り、卒業後の就労先として、本人の希望や能力に適した企業の開拓に努めます。	福祉課 商工観光課
町職員における障害者雇用の推進	障害者雇用率を継続的に達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。	総務課
多様な就労方法や技能取得制度の周知	テレワーク等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障がい者就業・生活支援センターと連携して、障がいのある人の雇用を支援します。	福祉課
自動車改造費助成事業の実施	就労などのため、重度の肢体障がいのある人が自らの自動車を改造にかかる費用として、1人10万円を限度に助成します。	福祉課 保健福祉課
自動車運転免許取得費助成事業の実施	重度の肢体障がいのある人が普通自動車免許を取得する場合、その自動車免許の取得にかかる費用として、1人10万円を限度に助成します。また、自立支援を目的として、助成対象者の拡大について検討します。	福祉課 保健福祉課

(2) 発達支援システムの確立

現状と課題

町では、平成23年12月に策定した「幕別町発達支援システム」に基づき、平成24年4月に発達支援センターを設置し、発達の遅れのある子の早期発見、早期療育に取り組んでいます。

発達支援に関するアンケート結果では、担当職員や担当教員に対して障がいのある人に関する高い専門性を求める意見や、相談窓口の周知を求める意見が多く、町としても、関係者への障がいに対する理解の浸透や、積極的な情報発信に対する取組が求められているところであります。

また、アンケートでは関係機関との密な連携や情報の共有を求める意見も多かったことから、発達支援システムに盛り込んでいる乳幼児期から成人期までのライフステージまでの支援体制の構築をさらに強化し、障がいのある子どもや保護者を含む家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制を整える必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
健康診査事業の推進	妊婦や乳幼児の健診を通して、障がいや発育・発達の遅れなどの早期発見、早期療育を促します。	福祉課 保健課 保健福祉課
すくすく相談・発達相談の推進	2歳児の子を持つ保護者を対象に、様々な相談を受けながら、成長発達を確認することで、保護者の育児不安の解消に努めます。 また、必要に応じて、発達に心配のある場合、発達相談にて必要な指導・支援を行います。	福祉課 保健課 こども課 保健福祉課
保育所・幼稚園等巡回発達相談の推進	集団生活場面で、発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援します。	福祉課
発達支援センターの機能充実	障がいや発達の遅れのある子やその家族、関係機関からの発達や療育に関わる相談や調整窓口として機能するとともに、学齢期以前の幼児に対する療育活動に、作業療法士や言語聴覚士などの専門的な療育機能の充実に努めます。また、心理士による通所児や就学時の発達検査を行います。	福祉課
発達検査の推進	発達の遅れの「気付き」の発見や発達の遅れのある子の支援をするため、心理士による発達検査を行います。	福祉課
保護者支援の推進	障がいのある子を持つ家族同士の交流の場の整	福祉課

	備や機会を確保することにより、家族の不安の軽減を図れるよう、親の会等と連携し、交流活動の推進を図ります。	保健課 保健福祉課
障がい児保育の実施	障がいのある子が保護者の就労等のため、保育に欠ける場合において、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。発達障がいを含む障がいのある児童に対する保育の研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	こども課 保健福祉課
教育支援体制の充実	早期から教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援の助言を行う機能の充実を図ります。	学校教育課
合理的配慮に応じた教育の推進	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	町立幼稚園及び小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組みます。	学校教育課
言語通級指導教室の設置	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室を開設し、個別指導により、障がい等の改善・克服を図ります。	学校教育課
サポートファイルの導入	障がいや発達の遅れのある子に合わせた切れ目のない一貫性のある支援を提供するため、支援内容や医療、福祉サービスの記録、関わった機関、個別支援計画などを一元管理できる「サポートファイル」を導入し、乳幼児期から成人期までのライフステージごとに支援の内容が引き継がれる仕組を構築します。	福祉課
自立支援協議会こども支援部会の充実	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、子どもの成長の過程での相談に対し、地域の中で健やかに育っていくための、適切で切れ目のない支援のあり方を検討し、ワンストップ支援の充実を図ります。	福祉課

児童発達支援の充実	就学前の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するための療育の場を確保します。	福祉課
放課後等デイサービスの充実	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	福祉課

5 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの充実に努めておりますが、年々、利用希望者の増加とニーズの多様化が見られます。

今回のアンケート結果では、「現在の支援者の年齢は50歳以上」が6割を超えており、支援者の高齢化への対応や、自立と親亡き後の不安解消のため、グループホームなど住まいの確保と生活支援を図っていく必要があります。

また、同じくアンケート結果から、現在グループホームや施設などに入所している人の半数が、施設を出て生活することを希望しており、さらに、施設を出たいと答えた方全員が、幕別町でのサービス利用を希望していることから、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、居住支援と地域支援が一体となった、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制（地域生活拠点等）の構築に取り組みます。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
訪問系サービスの確保	障がいのある人の入浴・排せつ・食事の世話や、掃除・料理・洗濯などの家事を行えるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
日中活動系サービスの確保	日中、日常生活又は社会生活ができるための創造的活動や生産活動の機会を提供できるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
自立生活援助の確保	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)などから一人暮らしを希望する障がいのある人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行えるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
短期入所サービスの確保	自宅で介護する人が一時的休息などのために、障がいのある人が施設で短期間宿泊できるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
訪問入浴サービスの確保	自宅の浴室での入浴が困難な人に、簡易浴槽を持ち込んで、入浴サービスを提供できるよう、	福祉課

	必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	
グループホームや宿泊型生活体験施設の確保	障がいのある人が地域で自立した生活を送るための生活の場、体験できる場として、関係団体と連携しながら、新築又は既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。	福祉課
施設入所支援の確保	地域で生活することが困難な障がいのある人に対して、広域的な利用を目的とした入所施設の確保に努めます。	福祉課
日中一時支援事業の確保	障がいのある人が、家族の就労・病気・休息などにより介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行えるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
地域活動支援センター事業の充実	障がいのある人などが通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のための便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、地域生活や日中活動を支援します。	福祉課
福祉用具の給付事業の充実	障がいのある人や難病患者の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具において、個々のニーズに応じた品目の拡充や、適切な基準単価の設定に努めます。	福祉課 保健福祉課

(2) 経済的自立への支援

現状と課題

障がいのある人の中で、就労による所得を得ることが困難である人や、通院・通所で経済的に負担が重くかかっている人は少なくありません。そのため、生活を安定するためには、まず、所得の保証や経済的な支援が必要とされています。

アンケート結果においても、「経済的な支援」を求める意見が多いことから、各種福祉手当の所得保障や税金などの減免の経済的負担を軽減するための生活安定施策の周知が必要となります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
各種福祉手当の情報提供	障がいのある人の生活を支援するため、特別障害者手当や特別児童扶養手当等の必要な情報の提供に取り組みます。	福祉課 保健福祉課
施設利用料の減免	障がいのある人に、スキー場、ナウマン象記念館やふるさと館の施設利用料を減免します。	生涯学習課 商工観光課 経済建設課
生活福祉資金貸付事業の促進	低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図れるよう、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を支援します。	福祉課 保健福祉課
交通費助成事業の実施・周知	障がいのある人が機能回復訓練や日常生活訓練を行うための施設に通う交通費、人工透析や特定疾患の治療のために医療機関に通う交通費を助成し、周知に努めます。また、燃料価格の現況に合わせた助成金額の設定を検討します。	福祉課 保健福祉課
割引・減免制度の事務の支援と啓発	有料道路通行料割引やNHK放送受信料の減免などの制度の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。	福祉課 保健福祉課

6 相談支援体制、情報提供の充実

(1) 相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人やその家族に対する相談窓口には、基幹相談支援センターのほか町内の相談支援事業所が6か所あり、相談支援体制の整備に努めておりますが、アンケート結果を見ると、相談窓口の認知度はまだ十分ではありません。また、障がいのある人の悩みや必要とするニーズも複雑化・多様化し、その全てに対応できる相談支援体制基盤もまだ十分ではありません。

このようなことから、今後も基幹相談支援センターを中心として、相談支援従事者の資質向上や関係機関との連携強化を図る取組を行い、障がいのある人を生涯にわたって支援できるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制の強化が求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置	保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口を設置します。また、相談窓口を定期的に夜間まで延長する体制を整えます。	福祉課
相談支援事業所への支援	障がいのある方の様々なニーズに応じた計画相談支援や、困難事例に対応するためのスキルアップ支援や、介護保険制度への円滑な移行のための情報提供に努めます。	福祉課
基幹相談支援センター事業の充実	地域における専門的な相談業務や成年後見制度利用の支援を図り、相談支援の中核的な役割を担うとともに、自立支援協議会相談支援部会において、町内の相談支援専門員の資質向上を目指し、客観的な視点の助言や人材育成に向けた研修を行います。	福祉課
相談員の設置	障がいのある人が様々な暮らしづらい問題や悩みを地域相談員が相談を受ける体制を整えます。	福祉課
住民相談室の設置	ひきこもりや発達障がいなどに関する相談窓口を設置し、悩みや相談を受ける体制を整えます。	福祉課
居宅障がい者訪問相談事業の実施	精神障がい等で自宅への引きこもり等によりサービスに結びついていない障がいのある人等に対し、家庭訪問により障がい福祉施策のき	福祉課

	め細やかな情報提供やサービス利用意向等の確認、生活実態把握を行います。	
自立支援協議会の実施	障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場を定期的に設置します。	福祉課

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある方を虐待などの権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備や差別解消に向けた普及啓発が必要です。障がいの特性により、物事を判断する能力が十分でない場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がいのある人が親生き後も安心して生活するために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、障がいのある方の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除く「合理的配慮」の重要性について認識と理解を広めていく必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
障がいを理由とする差別解消のための啓発	障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレット等の作成やホームページでの掲載を実施します。	福祉課
合理的配慮の普及啓発	障がいのある人の特性や必要な配慮に対する町民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に努めます。	福祉課
障がい者の虐待防止に向けた普及啓発	障がいのある人への虐待を未然に防止するため、パネルの展示などを行い、普及啓発に努めます。	福祉課
障がい者虐待防止体制の構築	障がい者虐待が起きた場合の相談窓口や関係機関との連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。また、虐待が起きた時の一時保護のための居室の確保に努めます。	福祉課
成年後見制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について、広く周知に努めます。	福祉課 保健福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度を利用するにあたり、審判の請求費用、成年後見人の報酬などの必要となる費用を負担することが困難である者に対して、助成を行います。	福祉課 保健福祉課
日常生活自立支援事業の促進	障がいのある人や認知症高齢者など判断力が十分でない人が安心して福祉サービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。	福祉課 保健福祉課

(3) 情報提供の充実

現状と課題

町では、障がいのある人の暮らしに密着した福祉制度の周知を図るため、様々な方法で情報を見ていますが、アンケートの結果では「各種サービスや制度・医療機関・雇用などの情報提供を充実してほしい」という意見が多くあり、今後、障がいのある人が福祉に関する情報を気軽に得られるよう、障がいのある人の特性に配慮した身近で多様な情報提供に努めるとともに、窓口で対応する職員の資質向上を図る必要があります。

また、視聴覚の障がいのある人などへの意思疎通支援事業は、多様な伝達方法や場面が考えられ、個々のニーズに応じたサービスとして強化していくことが求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを用いた広報紙の作成	年齢や障がいに関係なく、あらゆる人に快適で正確な情報を伝えられるための配慮した文字や色を用いた広報の作成を行うとともに、音声コード読み上げ装置等の活用について検討します。	政策推進課 福祉課
利用しやすいウェブサイトの充実	あらゆる人が町のホームページを快適に見ることができるよう、文字の拡大、色の変更のほか、音声の読み上げ機能の導入について検討します。また、誰でも情報を探しやすく見やすいウェブサイトづくりに努めます。	政策推進課
障がい福祉に関する説明会の開催	障がい福祉に関する諸制度の説明会、意見交換を出前講座の活用のほか、定期的な開催を行います。	福祉課 保健福祉課
ガイドブックや社会資源マップの作成	障がい福祉制度のガイドブックである「みんなのふくし」を障がいのある人などに配布します。また、障がいのある人が利用できる社会資源のマップを作成し、配布します。	福祉課 保健福祉課
意思疎通支援事業の派遣	意思疎通支援を必要とする聴覚障がいのある人に対する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣体制の整備に努めます。	福祉課 保健福祉課
情報・通信支援用具等の品目拡充	視聴覚の障がいのある人に対する補装具や日常生活用具の給付について、日常生活を快適に暮らせるよう、個々のニーズに応じた品目などを拡充します。	福祉課
点字・録音図書の貸出事業の実施	視聴覚の障がいのある人の文化活動を推進するため、関連図書の貸出しを行います。	福祉課

7 安全、安心な生活の確保

(1) 住宅、生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るために、生活基盤である住宅が利用しやすい構造であることが重要です。近年、住宅メーカーなどでは、バリアフリーに配慮した住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

公営住宅や個人住宅においても、手すりの設置や建物内外の段差解消、スロープの設置などにより、バリアフリーに配慮した住環境の整備に努めていますが、さらに障がいの種別に関係なく、誰もが使えることができるユニバーサルデザインを取り入れた住環境の整備が必要となっています。

また、長期入院から地域に移行する方や一人暮らしを希望する方は、住居の確保や新生活の準備などについての支援が必要なことが多く、また転居後でも常時の連絡体制を確保することで、安心して生活ができる体制づくりが求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備	公営住宅の改修・建替えにあたっては、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備します。	都市計画課 経済建設課
住宅改修費助成制度の実施	下肢などの障がいのある人が住む家に対して、手すりやスロープの設置、洋式便器の取替えなどの改修に係る費用を助成します。	福祉課 保健福祉課
住宅改修相談体制の充実	障がいの状況に応じた適切な住宅改修となるよう、福祉住環境コーディネーターや介護支援専門員による相談体制の充実を図ります。	福祉課 保健課 保健福祉課
地域移行支援・地域定着支援の体制整備	施設や病院などから地域移行する方や一人暮らしの方などに対して、アパート等の賃貸物件の情報提供、契約手続やその後の見守りなどの生活支援を行う地域移行支援事業の体制を整備します。また、急病や精神不安定など緊急的な支援に備え、常時の連絡体制を確保し、緊急的な支援が必要になった時に、相談その他必要な支援を行う地域定着支援体制の構築を図ります。	福祉課
障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進	除排雪を自力又は家族などで行うことが困難な障がいのある世帯などに対して、地域の支え合いなどによる除排雪活動の仕組づくりに努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 外出しやすい環境の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活ができるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図らなければなりません。

アンケートの結果では、「障がいのある人に配慮した設備が不十分」、「気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉タクシーなど）」、「道路や建物の段差が大変」という意見が多く、障がいのある人に配慮した建築物・道路・公園などを計画的、段階的に整備していくことが望まれています。

また、障がいのある人が地域社会へ積極的に参加していくため、外だしやすい環境や交通機関の利便など移動手段への支援対策を充実させる必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりの促進	公共施設を対象に出入口、廊下、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備・改善に努めます。また、公共施設の新設にあたっては、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設を整備します。	総務課 都市計画課 経済建設課
歩行空間の整備	障がいのある人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備、段差解消、点字誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化を進めます。	土木課 経済建設課
交通安全施設の整備	音響式信号機や弱者感應式信号機の増設などを関係機関に要望します。	防災環境課 地域振興課
歩道の除雪体制の強化	歩道除雪対象路線の拡大に努めるほか、坂道には凍結防止剤や特殊舗装化に努めます。	土木課 経済建設課
移動支援事業等の確保	障がいのある人が円滑な外出ができるよう、ヘルパーの派遣により、外出のための支援を行うとともに、必要な供給量を確保できるよう、基盤整備に努めます。また、事業内容について、ニーズの高い外出目的にも対応できる体制の整備に努めます。	福祉課
車両移送による移動手段の確保	車両移送による福祉有償運送事業、外出支援サービス事業の活用により、移動手段の確保に努めます。	福祉課 保健課 保健福祉課

(3) 防災、安全対策の充実

現状と課題

平成23年3月11日の東日本大震災を契機に、防災への関心が高まる中、平成28年8月には本町においても甚大な台風被害に見舞われ、障がいのある人が安心して日常生活を送るために総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の避難・救出・救護体制を確立する必要があります。

災害時に備えて、町内に13か所の福祉避難所を指定し、必要な備蓄品等の整備を図っているところですが、アンケート結果では、災害が発生した場合における不安として、「医療の確保」、「プライバシーの保護」、「避難先への移動」と挙げられていることから、日頃からの防災対策を講じるとともに、障がいのある人に配慮した福祉避難所の設備や介護や医療の確保など、これまで以上に支援体制の充実を図ることが求められています。

同じく、アンケートで災害時に自力避難できないと答えた方がいたことから、避難行動要配慮者の実態を把握する必要があります。

また、障がいのある人の日常の安全を確保するため、救急医療情報キットの配布、緊急通報システムや聴覚障がい者専用ファクシミリの設置など、緊急時の情報伝達の充実を図ります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者の支援体制の整備	民生委員・児童委員や関係機関などにより、日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制の整備に努めます。	福祉課 保健課 防災環境課 保健福祉課
福祉避難所の整備と避難生活での配慮	障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を整備します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。	福祉課 保健課 防災環境課 保健福祉課
緊急通報システム事業の推進	障がいのある方のみの世帯で、急病や事故などの緊急時に消防署や近隣の協力者に通報できる緊急通報システムの推進に努めます。	保健課 保健福祉課
救急医療情報キットの配布	障がいのある人で、救急時の適切な処置や緊急連絡先への対応に活用する「救急医療情報キット」を支給します。	福祉課 保健福祉課
メール・ファックスによる119番通報システムの周知	聴覚や言語機能に障がいがあるため、電話による通報が困難な方が、電子メールまたはファックスで救急要請をすることができるシステムを周知し、即応体制の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課

8 保健、医療の充実

(1) 保健、医療サービスの充実

現状と課題

障がいのある人に関する医療は、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

平成25年4月より難病等が障害者総合支援法の対象となっており、以後対象疾患が拡大され、平成29年4月1日現在358疾患が対象となっています。今後も対象となる疾患が拡大されることが予想され、新しい制度の情報を随時提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

また、近年の医療技術の進歩により、指定医療機関等の充実を図るなど、身体障がい者や難病患者が地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりが必要であり、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが課題となっています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
自立支援医療の実施	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療費(更生医療・育成医療)を給付します。また、精神通院医療費の給付制度の周知に努めます。	福祉課 保健福祉課
医療費の助成	障がいのある人の医療費軽減のため、障がいの程度により、重度心身障がい者医療費助成を実施し、周知に努めます。	住民生活課
難病患者の医療費助成に関する情報提供	難病患者への医療費助成の制度変更がある場合、関係機関と連携して情報提供に努めます。	福祉課
訪問リハビリ・訪問看護の確保	在宅療養者の身体機能の維持向上や医療的ケアを図るため、医療機関及び関係機関、施設等と連携し、訪問リハビリ・訪問看護の提供を確保します。	福祉課 保健課 保健福祉課
医療的ケア児のための協議の場の設置	医療的ケアなどを必要とする重度の障がいのあるこどもへの支援の充実を図るため、関係機関との連携体制の構築や協議の場の設置に努めます。	福祉課 保健福祉課 保健課 こども課 学校教育課

(2) 疾病の予防と早期発見

現状と課題

近年、精神的ストレスから生じる精神の障がいを抱える人が増えていることから、早期発見・適切な対応がとれる体制、また心の健康を保つための普及啓発が必要あります。

また、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病の疾病が原因で、障がいをもつ人が増加していることから、メタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を引き続き実施し、個人の心身状況の維持・増進をするための健康づくりに取り組むことが重要できます。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
心の健康を保つための啓発活動の実施	心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる精神の障がい、アルコールや薬物の害について正しく理解するとともに、不安や悩みを感じたときに早期に発見し、適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。	保健課 保健福祉課
健康教育・栄養指導の実施	生活習慣病予防のための食生活、運動、その他保健予防に関する集団健康教育を行います。	保健課 保健福祉課
健康相談の充実	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	保健課 保健福祉課
各種運動教室の充実	身体機能を維持し、転倒等により障がいになることを予防するため、健康教室等を通じた意識的に体を動かす機会の拡充を図るなど運動指導の充実を図ります。	保健課 保健福祉課
各種健診の充実	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。	保健課 保健福祉課
巡回歯科保健指導事業の実施	通院による歯科治療を受けることが困難と思われる障がいのある人に対して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持を行い、歯科保健の向上を図ります。	保健課 保健福祉課

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

1 計画の基本的な考え方

(1) 「障がい者福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念

国が示した「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい者計画」及び「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

- 1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がいのある人などに日中活動系サービスを保障
- 3 グループホームなどの充実を図り、地域生活支援拠点の整備を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行を推進

② 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

③ 障がい児の支援

障がい児については、保健・医療・福祉・教育・就労の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築を進めます。

2 成果目標

施設入所者が地域生活への移行を目指せるよう、切れ目のない支援の実現のために、関係機関等と連携しながらそれぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。

また、一般就労を希望する障がいのある人に、企業等で働く機会を拡大するための支援を行っていく必要があります。

これらの「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、平成32（2020）年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況、及び平成29年度に実施した障がい福祉計画策定に関するアンケートの結果などを踏まえ設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の主旨】

- ・平成32（2020）年度末時点において、平成28年度末時点の福祉施設入所者の9%以上が地域生活（グループホームや一般住宅など）に移行
- ・平成32（2020）年度末時点の入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする。



町の現状と課題・成果目標

平成28年度末現在の福祉施設入所者数は、62人です。

国の基本指針によれば、平成32（2020）年度末までに、9%以上が地域生活へ移行し、入所者数を2%以上減少とし、道では過去3年間の実績に基づき、地域生活への移行を3.8%、入所者数を2%以上減少を目指しています。町においても、実績と実情を踏まえて、地域生活への移行を3.2%、入所者数を3.2%減少することを目指し、地域生活への移行の取組を進めます。

区分	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数 (A)	62人	平成29年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数 (B)	2人	(A) のうち、平成32（2020）年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者 (C)	0人	平成32（2020）年度末までに新たに施設入所支援が必要な人数の見込み
平成32（2020）年度末の施設入所者数 (D)	60人	平成32（2020）年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】入所者減少見込み	2人	減少見込数 (A-D)

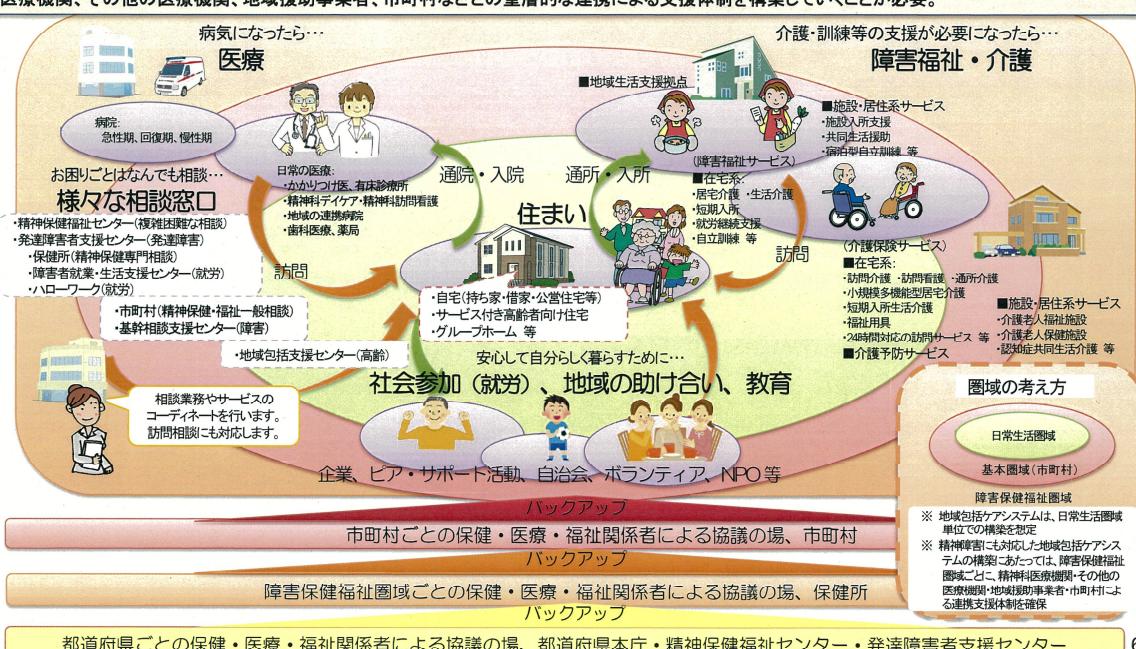
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の主旨】

- ・平成32（2020）年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院・診療所・訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害者の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、地域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター 6

厚生労働省ホームページより



町の現状と課題・成果目標

福祉課、保健課、相談支援事業所、民生委員などと連携し、精神障がい者への支援を行っています。

国の基本指針に基づき、平成32（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

また、精神障がい者の地域生活を支援するための啓発に努めるほか、ひきこもりも含め、家族支援のためのアウトリーチ（直接出向く）体制の構築について検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の主旨】

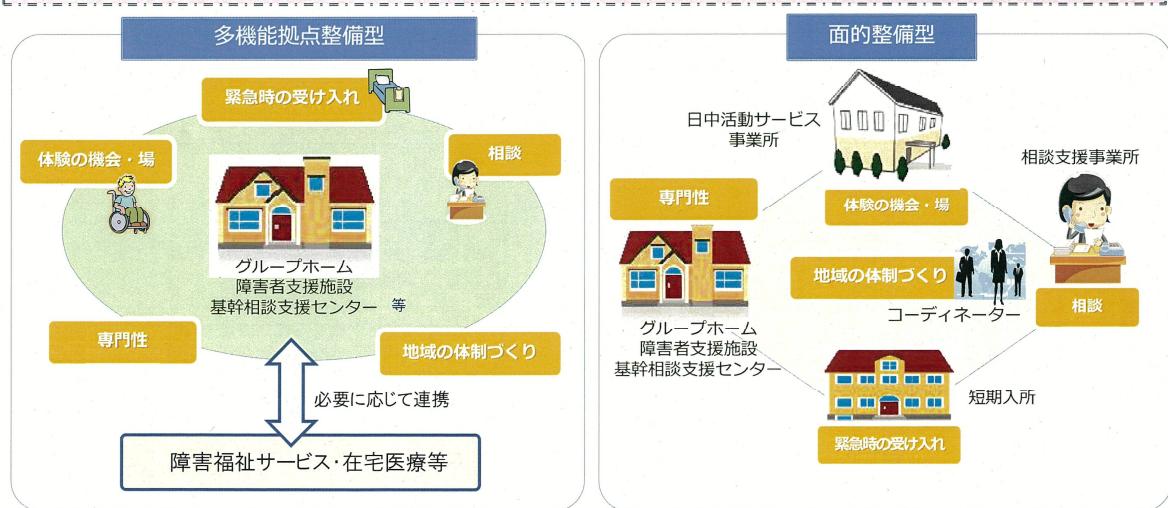
- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するために、緊急時にすぐに相談が行え、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点の整備を推進していく必要がある。
- ・都道府県が定める「障がい保健福祉圏域」（十勝圏域）において、平成32（2020）年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）を、少なくとも1つ整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



1

厚生労働省ホームページより

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立など）
- 体験の機会や場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性、対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

町の現状と課題・成果目標

地域生活支援拠点等の整備について、目標を平成32（2020）年度末までとし、可能な限り早期に実施できるように努めます。

整備にあたっては、面的整備を基本とし、町単独または圏域での設置の両方を視野に入れながら、緊急時の対応など、障がいを持つ人やその家族のニーズが高いものから、段階的に整備を進めていくことを検討します。

区分	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労への移行者数

【国の基本指針の主旨】

- 平成32（2020）年度において、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

町の現状と課題・成果目標

平成28年度の実績では、一般就労への移行者数は1人でした。

第4期障がい福祉計画における平成29年度数値目標4人の0.25倍となっています

町では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、平成32（2020）年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を2人（2倍）とすることを目指します。

区分	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成28年度に福祉施設を終了し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	平成32（2020）年度に福祉施設を終了し、一般就労すると見込まれる者の数

②就労移行支援事業所の利用者数と就労移行率

【国の基本指針の主旨】

- ①の目標値の設定のため、平成32（2020）年度末における就労移行支援事業所の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上増加することと、事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とするこ^{トを目指すものとする。}

町の現状と課題・成果目標

就労移行支援事業所の平成28年度末の利用者は3人で、平成28年度実績で町内1事業所の就労移行率は4割という状況です。

これまでの実績及び地域の実情を踏まえつつ、前ページの①の成果目標（一般就労移行者数）を達成するために、次のとおり目標を設定します。

就労移行支援事業所の利用者数

区分	数値	備考
平成28年度末の利用者数（A）	3人	
【目標値】平成32（2020）年度末の利用者数（B）	5人	
利用者の増加数・増加率	2人 167%	（B-A）

就労移行支援事業所の就労移行率

区分	数値	備考
平成28年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合	100%	
【目標値】平成32（2020）年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合	100%	

③就労定着支援開始後1年後の職場定着率

【国の基本指針の主旨】

- 各年度における就労定着支援の支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

町の現状と課題・成果目標

平成30（2018）年度より開始される新規事業のため、事業所に働きかけを行い、平成32（2020）年度末までに就労定着率を80%以上とすることを目指します。

『第1期幕別町障がい児福祉計画』

(42~43ページ)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針の主旨】

- ・平成32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。
- ・平成32（2020）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用する体制を構築することを基本とする。

① 町の現状と課題・成果目標

障がい児支援の提供体制については、町内に支援の中核となる拠点がないため、平成32（2020）年度末までに児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所を「障がい保健福祉圏域」内に1か所以上整備することを目指します。

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針の主旨】

- ・重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

② 町の現状と課題・成果目標

町内には、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、平成32（2020）年度末までに児童発達支援センターと同じく「障がい保健福祉圏域」内に1か所以上整備することを目指します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針の主旨】

- ・医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、平成30（2018）年度末までに、各市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

町の現状と課題・成果目標

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、平成30（2018）年度末までに、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、自立支援協議会専門部会「医療的ケア児支援部会」として設置することを目指します。また、平成32（2020）年度末までに、町単独または圏域での両方を視野に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人以上配置することを目指します。

3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量

(1) 訪問系サービス

現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護などを行う訪問系サービス体制の充実を図る必要があります。

特に、重度の障がいのある人が利用することができる「重度訪問介護」の利用や、視覚障がいのある人に対する外出先における移動支援としての「同行援護」の利用の促進を図り、そのサービス必要量を確保しています。

また、在宅で重度の障がいのある高齢者において、介護保険サービスの支給限度基準を超えて、さらに障害福祉サービスの訪問系サービスを必要とする場合もあり、そのサービス必要量を加えて確保する必要があります。

目標値設定

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスは、重度の障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスを提供するため、サービス量が年々増加傾向にあることから、今後も引き続き、重度の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第4期計画における利用時間の達成率】（1月あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	1,204時間	1,260時間	1,316時間
実績値	1,046時間	882時間	646時間
達成率	86.9%	70.0%	49.1%

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
利用者数	34人	36人	38人
利用時間数	646時間	702時間	758時間

(2) 日中活動系サービス

現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援などの事業を展開し、生きがいをもった生活が送られるよう基盤体制の充実を図る必要があります。

近年、町内及び近隣市町村における新規事業所の参入に伴い、札内地区では日中活動ができる場が確保されていますが、幕別地区や忠類地区にサービス基盤が足りなく、引き続き、新規事業所の掘り起こしや既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も視野に入れたサービスの基盤整備に努める必要があります。

目標値設定

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護、短期入所は、ほぼ目標値どおりの利用実績ですが、他の日中活動サービスは、目標値より大きく下回っています。

就労継続支援A型及びB型は、近年利用希望者が増加傾向を示しています。また、就労移行支援は、平成26年度に町内で初めて事業所を開設して以降、ここ3年は横ばい傾向を示しておりますが、平成30（2018）年度以降、学卒者の就労移行支援が見込まれることから、今後は利用者が増えていくことが見込まれます。

このことを踏まえて、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

なお、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する障がいのある人が増加している中で、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」が創設されました。

【第4期計画における利用量の達成率】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	目標値	延べ 1,773人	延べ 1,773人	延べ 1,795人
	実績値	延べ 1,674人	延べ 1,658人	延べ 1,757人
	達成率	94.4%	93.5%	97.9%
自立訓練 (機能訓練)	目標値	延べ 10人	延べ 10人	延べ 10人
	実績値	延べ 7人	延べ 13人	延べ 13人
	達成率	70.0%	130.0%	130.0%
自立訓練 (生活訓練)	目標値	延べ 45人	延べ 45人	延べ 45人
	実績値	延べ 7人	延べ 4人	延べ 10人
	達成率	15.6%	8.9%	22.2%
宿泊型自立訓練	目標値	延べ 31人	延べ 31人	延べ 31人
	実績値	延べ 12人	延べ 1人	延べ 0人
	達成率	38.7%	3.2%	0%
就労移行支援	目標値	延べ 144人	延べ 178人	延べ 212人
	実績値	延べ 134人	延べ 120人	延べ 130人
	達成率	93.1%	67.4%	61.3%
就労継続支援A型	目標値	延べ 300人	延べ 340人	延べ 380人
	実績値	延べ 259人	延べ 354人	延べ 300人
	達成率	86.3%	104.1%	78.9%
就労継続支援B型	目標値	延べ 1,389人	延べ 1,389人	延べ 1,389人
	実績値	延べ 1,280人	延べ 1,376人	延べ 1,526人
	達成率	92.2%	99.1%	109.9%
療養介護	目標値	5人	5人	5人
	実績値	4人	5人	5人
	達成率	80.0%	100.0%	100.0%
短期入所	目標値	延べ 10人	延べ 10人	延べ 10人
	実績値	延べ 8人	延べ 21人	延べ 30人
	達成率	80.0%	210.0%	300.0%

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
生活介護	利用者数	90人	91人	92人
	利用量	延べ 1,757人	延べ 1,777人	延べ 1,797人
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2人	0人	0人
	利用量	延べ 13人	延べ 0人	延べ 0人
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	2人	2人	1人
	利用量	延べ 15人	延べ 15人	延べ 5人
宿泊型自立訓練	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	延べ 0人	延べ 0人	延べ 0人
就労移行支援	利用者数	7人	8人	9人
	利用量	延べ 151人	延べ 172人	延べ 193人
就労継続支援A型	利用者数	15人	16人	17人
	利用量	延べ 315人	延べ 336人	延べ 357人
就労継続支援B型	利用者数	93人	95人	97人
	利用量	延べ 1,581人	延べ 1,615人	延べ 1,649人
就労定着支援	利用者数	0人	0人	1人
	利用量	延べ 0人	延べ 0人	延べ 4人
療養介護	利用者数	4人	4人	4人
短期入所（福祉型）	利用者数	4人	4人	4人
	利用量	延べ 24人	延べ 24人	延べ 24人
短期入所（医療型）	利用者数	2人	2人	2人
	利用量	延べ 6人	延べ 6人	延べ 6人

(3) 居住系サービス

現状と課題

障がいのある人やその家族の高齢化に伴う、いわゆる「親亡き後」の課題に対応すべく、居住の場の確保が求められている中、今後も引き続き、支援者の高齢化への対応、自立と「親亡き後」の不安解消のため、グループホームなど住まいの確保と生活支援を図っていく必要があります。

また、障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力などを補う観点から、適時適切な支援を行うサービスとして「自立生活援助」が創設されました。

目標値設定

平成25年度に町内で初めてグループホームが整備され、平成29年4月現在、町内のグループホームの利用定員総数は62人となっています。今後、「親亡き後」の課題に対応するための受け皿及び自立した生活を送るための居住の場として、グループホームを確保しながら、地域に安心して暮らせるよう日中活動の場や相談支援の充実を図る必要があります。

また、新たに創設された「自立生活援助」については、サービスを担う事業所への情報提供を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

【第4期計画における利用者数の達成率】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	目標値	58人	58人	58人
	実績値	56人	60人	63人
	達成率	96.6%	103.4%	108.6%
施設入所支援	目標値	63人	63人	64人
	実績値	63人	62人	58人
	達成率	100.0%	98.4%	90.6%

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	63人	64人	65人
施設入所支援	62人	61人	60人

(4) 相談支援

現状と課題

平成29年4月現在、町内では相談支援事業所が6か所あり、障がいのある人の心身の状態や環境、サービス利用についての意向をもとに、サービス等利用計画書を作成しています。

サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるよう、自立支援協議会相談支援部会と相談支援従事者の連携により、指定相談支援事業所の基盤強化、相談支援従事者の資質向上に努めます。

目標値設定

地域移行支援、地域定着支援は、施設入所・入院から地域生活へ移行する人や家族との同居から一人暮らしに移行する人に対しての相談支援であり、利用対象者が利用できるサービス量を見込んでいます。

【第4期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	目標値	243人	248人	255人
	実績値	224人	226人	224人
	達成率	92.2%	91.1%	87.8%
地域移行支援	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	目標値	13人	15人	17人
	実績値	13人	11人	6人
	達成率	100.0%	73.3%	35.3%

【第5期計画における必要量の見込】（実利用者数）

区分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
計画相談支援	224人	227人	230人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	6人	7人	8人

『第1期幕別町障がい児福祉計画』

児童福祉法に基づく

(5) 障害児通所支援

(50~51ページ)

現状と課題

町内では、平成26年度に初めて障害児通所施設が開設しましたが、年々、療育を求めるニーズは増加傾向にあり、それに対応すべく更なる基盤整備と専門的な療育機能の強化が求められています。また、平成30（2018）年度から重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

目標値設定

障害児通所支援には、就学前の児童を対象にした療育の「児童発達支援」と学齢期の児童を対象にした療育の「放課後等デイサービス」があります。そのほかに、保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援や、その他必要な支援を行う「保育所等訪問支援」があります。

障害児通所支援における必要量は、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。また、新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」については、サービスを担う事業所への情報提供を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

【第4期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数	14人	10人	10人
	利用量	延べ 130人	延べ 92人	延べ 80人
放課後等デイサービス	利用者数	28人	46人	47人
	利用量	延べ 185人	延べ 313人	延べ 340人
保育所等訪問支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	延べ 0人	延べ 0人	延べ 0人

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
児童発達支援	利用者数	10人	11人	12人
	利用量	延べ 110人	延べ 128人	延べ 106人
放課後等デイサービス	利用者数	47人	49人	51人
	利用量	延べ 340人	延べ 354人	延べ 368人
保育所等訪問支援	利用者数	0人	0人	1人
	利用量	延べ 0人	延べ 0人	延べ 1人
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	1人
	利用量	延べ 0人	延べ 0人	延べ 5人

(6) 障害児相談支援

現状と課題

障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障がいのある児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整等を行います。町内6か所の相談支援事業所は、全て障害児相談支援事業所の指定を受けていますが、保護者が計画を作成するセルフプラン（自己作成）もあることから、障害児相談支援の利用件数は少ない状況です。

また、障害児相談支援は、保護者のニーズの汲み取り、保育所や学校などの関係機関との連携など相談支援従事者としての専門性が問われることから、相談支援従事者の質の向上に向けた養成が必要です。

目標値設定

障害児相談支援の目標値は、保護者が作成するセルフプランを考慮して必要なサービス量を見込んでいます。

【第4期計画における利用実績】（実利用者数）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	24人	34人	34人

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
障害児相談支援	34人	36人	38人

(7) 地域生活支援事業

現状と課題

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

地域生活支援事業の実施にあたっては、利用者のニーズや地域の特性を十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用できるようにすることが必要です。

また、障がいのある人が利用しやすい事業の実施を図るため、利用に伴う自己負担は町独自の負担軽減策を今後も継続して実施し、利用しやすい地域生活支援事業を提供します。

目標値設定

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。

小・中学生を対象とした障がい者理解促進の授業を引き続き行い、障がいの特性や障がいをもつ人の気持ちを理解し、互いに助け合う意識を育て、障がいへの理解と啓発に努めます。

また、ヘルプマーク・ヘルプカードの仕組を町民に広く浸透するよう啓発に努め、思いやりの心が醸成された社会の実現を目指します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

現在、障がいのある人やその家族、地域住民等で組織する障がい者団体がありますが、さらに団体の活動を活性化させるため、活動内容の周知や障がいのある方同士が支えあうピアサポート活動の支援に努めます。

③ 相談支援事業

平成29年4月現在、町内で相談支援事業を行うことができる事業所数は6か所あります
が、全て札内地区にあります。

幕別地区や忠類地区は、町職員が対応し、相談支援研修の受講などにより、資質の向上を図り、各種相談の対応や関係機関との連携により、必要な援助を確保できるよう努めます。

また、基幹相談支援センターを設置し、専門的能力を有する職員を配置することにより、専門的な相談支援を要する困難ケース等に対応できるよう体制の整備に努めております。

【第4期計画における利用実績】（年度末時点）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	目標値	6か所	6か所
	実績値	6か所	6か所
	達成率	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	目標値	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所
	達成率	100.0%	100.0%

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
相談支援事業	目標値	6か所	6か所
基幹相談支援センター	目標値	1か所	1か所

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が充分ではない障がいのある人に対する権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

町では、成年後見制度の利用にあたり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して、助成を行っています。

【第4期計画における利用実績】（1年あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人

【第5期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行っています。

意思疎通支援事業の周知・徹底を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者は、民間団体の活用によるサービスの確保を図ります。

【第4期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	目標値	3人	3人	3人
	実績値	3人	3人	2人
	達成率	100.0%	100.0%	66.7%

【第5期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
意思疎通支援事業	4人	4人	4人

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術表現の習得を目指した研修事業を実施するもので、今後、町単独での手話奉仕員養成研修の開催に向けて、検討を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るために必要な生活用具を給付する制度です。

「みんなのふくし」や町のホームページ、障がい者団体などを通じて、事業内容の周知を図るとともに、生活用具の利便性や操作性など十分に検討しながら必要に応じて支給品目の見直しを行います。

【第4期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	目標値	2件	2件	2件
	実績値	0件	4件	0件
	達成率	0%	200.0%	0%
自立生活支援用具	目標値	12件	12件	12件
	実績値	1件	10件	3件
	達成率	8.3%	83.3%	25.0%
在宅療養等支援用具	目標値	2件	2件	2件
	実績値	6件	5件	3件
	達成率	300.0%	250.0%	150.0%
情報・意思疎通支援用具	目標値	14件	14件	14件
	実績値	6件	3件	5件
	達成率	42.9%	21.4%	35.7%
排泄管理支援用具	目標値	662件	662件	662件
	実績値	636件	696件	714件
	達成率	96.1%	105.1%	107.9%
居住生活動作補助用具 (住宅改修)	目標値	7件	7件	7件
	実績値	3件	1件	2件
	達成率	42.9%	14.3%	28.6%

【第5期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具	714 件	714 件	714 件
居住生活動作補助用具 (住宅改修)	2 件	2 件	2 件

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域で自立した生活及び社会参加を促します。

利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【第4期計画における利用実績】（1年あたり）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業	目標値	40人	600時間	42人	630時間	44人
	実績値	9人	390時間	11人	564時間	9人
	達成率	22.5%	65.0%	26.2%	89.5%	20.5%
						85.2%

【第5期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		平成32（2020）年度	
	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業	8人	580時間	8人	580時間	8人	580時間

⑨ 地域活動支援センター事業

町内では、地域活動支援センター「ひまわりの家」が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の場として、地域活動支援センター事業を行っています。

また、他市町村の広域利用を行い、障がいのある人のニーズにあった地域活動支援センターを利用することが可能となっています。

今後は、関係機関との支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

【第4期計画における利用実績】（1月あたり）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援センター事業	目標値	1か所	6人	1か所	8人	1か所
	実績値	1か所	4人	1か所	5人	1か所
	達成率	100.0%	66.7%	100.0%	62.5%	100.0%
(他市町村分)	実績値	5か所	11人	5か所	8人	5か所
						6人

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		平成32（2020）年度	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援センター事業	1か所	7人	1か所	8人	1か所	9人
(他市町村分)	5か所	6人	5か所	6人	5か所	6人

⑩ その他の事業

市町村が選択するその他の地域生活支援事業として「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」を実施しています。

訪問入浴サービス事業は、在宅の重度障がいのある人に対し、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを行います。平成29年度は利用者の減少により利用日数も減少しておりますが、今後は在宅で生活する重度障がいのある人が増えると見込まれることや、サービス事業所が近隣市町村に新設されたことにより、例年並みの利用日数が見込まれることから、利用者の意向を把握しながら、見込量の確保に努めます。

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一的な負担軽減を図っています。

近年、児童を中心に利用人数や利用日数が大幅に増えてきており、今後、日中一時支援事業の供給量の確保のために、事業所などの連携を図りながら、見込量の確保に努めます。

【第4期計画における利用実績】（1月あたり）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	
訪問入浴サービス	目標値	6人	530日	6人	530日	6人	530日
	実績値	8人	572日	8人	621日	5人	419日
	達成率	133.3%	107.9%	133.3%	117.1%	83.3%	79.1%
日中一時支援事業	目標値	85人	9,360日	88人	9,750日	91人	10,400日
	実績値	86人	10,954日	100人	12,362日	108人	13,442日
	達成率	101.2%	117.0%	113.6%	126.8%	118.7%	129.3%

【第5期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		平成32（2020）年度	
	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
訪問入浴サービス	4人	400日	4人	400日	4人	400日
日中一時支援事業	104人	13,000日	106人	13,250日	108人	13,500日